テレワーク商談会実施委託業務 仕様書

1 委託業務名

テレワーク商談会実施委託業務

2 業務目的

自宅での就労を希望する女性等に対し、自社の業務にテレワーカーを活用したい企業とのマッチングのための商談会を開催し、多様で柔軟な働き方の推進を図る。

※本業務における「テレワーク」とは、パソコン等の情報通信機器を活用して請負契約に 基づき、サービスの提供を行う在宅形態での就労をいう。

3 業務概要

- (1)業務内容
 - ア 商談会の開催
 - イ 広報
 - ウ 管理調整業務
 - エ 効果測定及び報告書作成
- (2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 実施方法

(1) 商談会の開催

ア趣旨

テレワーカーとテレワーカーの活用に関心がある企業との商談会を開催し、お互いの 理解を深め、就業機会の創出を図る。

- イ 参加企業及び参加するテレワーカーの募集、決定
 - (ア) 商談会での参加企業数は10社、参加者は30名を目安とするが上限を定めるものではない。
 - (イ) 参加希望企業多数の場合、参加企業の決定においては、発注業務に偏りがないよう バランスを考え、県と協議のうえ決定する。
- ウ 開催方法及び回数等

県内の会場で1回開催することとし、インターネットを活用したオンライン形式と集合形式による参加も可能とすること。

エ 内容

- (ア) 参加企業及び参加するテレワーカー向けに事前説明を実施し、テレワークの受発注 に関する必要事項や注意点等のアドバイスを行うこととし、円滑に商談が行われるよ う工夫する。
- (イ) 参加者がテレワーカーとして就業できるよう、希望職種やスキルレベルに見合った 求人が探しやすいよう工夫する。
- (ウ)参加企業に、商品の売買や商談会と関係ない事項のPR等の営業活動は行わせない。

才 参加料

参加するテレワーカー及び参加企業から参加費は徴しない。

カ 託児付きとすること。(無料)

(2) 広報

本事業における開催告知や募集案内等の広報にあたっては、サイトやチラシ等を作成することや SNS 等を活用したデジタル広告ほか、受託者の工夫により効果的に実施すること。また、「働きたい女性と企業とのマッチング支援事業」の受託業者と連携し、参加募集の周知・広報を行うこと。なお、実施にあたっては、県と十分に協議すること。

(3) 管理調整業務

本業務の目的を達成するため、提案内容に応じた必要経費、スタッフ等を確保し、円滑に事業を運営すること。

業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとと もに、事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告すること。

(4) 効果測定及び報告書作成

ア 効果測定のため、テレワーカー及び参加企業に対しアンケート調査及び就業調査 (3 月) を実施する。

イ アンケート調査及び就業調査の実施について、テレワーカー及び参加企業へあらかじめ周知し、協力について承諾を得ておくものとする。

ウ 実施内容、会場写真、アンケート調査及び就業調査集計結果等をまとめた報告書を作成し、県に提出する。

5 実施にあたっての注意事項

- (1) 参加者及び参加企業の募集・広報にあたっては、ポスターやチラシ等を作成するほか、 受託者の工夫により効果的に実施すること。また、実施に当たっては、県と十分に協議す るものとする。
- (2) 本業務の目的を達成するために、講師や会場の選定、スタッフや提案内容に応じた必要 経費を確保し、円滑に事業を運営すること。

6 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の順守

受託者は関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3)業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たと

きはこの限りでない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、 手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務 をいうものとする。

(4) 経費負担

本仕様に伴う一切の経費は、受託者の負担とする。また、本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。